

埼玉県地域防災計画 新旧対照表案

【第1編 総則】

No	頁	改正案	現行
1	1	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2 計画の策定及び修正</p> <p>1 平成26年度修正の概要</p> <p>平成26年2月14日から降った大雪により、県内の広範囲にわたり交通機関の不通や農作物被害などが発生した。また、特に積雪の多かった地域では、多くの孤立地区が発生し、孤立解消までに長期間を要した。この大雪対応で明らかになった課題に対し、事故災害対策編の「雪害予防計画」を大幅に拡充し、風水害編に新たに「雪害対策」の章を設けたほか、関連する事項について所要の修正を行った。</p> <p>2 平成25年度修正の概要</p> <p>甚大かつ広範にわたる被害をもたらした東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、今般、計画を全面的に修正した。</p> <p>自助、共助を中心とした地域防災力の底上げにより足下の防災体制を強化するとともに、東京湾北部地震をはじめ深刻な被害が見込まれる大規模災害を想定し、広域的な応援体制や受援体制の整備、首都圏同時被災への対応についての対策を盛り込んだ。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2 計画の策定及び修正</p> <p>(新設)</p> <p>○ 平成25年度修正の概要</p> <p>甚大かつ広範にわたる被害をもたらした東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、今般、計画を全面的に修正した。</p> <p>自助、共助を中心とした地域防災力の底上げにより足下の防災体制を強化するとともに、東京湾北部地震をはじめ深刻な被害が見込まれる大規模災害を想定し、広域的な応援体制や受援体制の整備、首都圏同時被災への対応についての対策を盛り込んだ。</p>
2	4 ～ 5	<p>第2 本県における災害</p> <p>本県で発生する災害には、次のようなものが挙げられる。</p> <p>1 自然災害</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【気象災害】</p> <p>(略)</p> <p>・雪害</p> <p>積雪災害(交通途絶、孤立集落)、雪圧災害(構造物破壊、農作物損耗)、雪崩災害、着雪・着氷災害(架線切断)、吹雪災害(列車・登山事故)</p> <p>(略)</p> <p>【地変災害】</p> <p>・地震災害</p> <p>土砂災害、地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶、帰宅困難者の発生</p> <p>・火山災害</p> <p>降灰</p> </div>	<p>第2 本県における災害</p> <p>本県で発生する災害には、次のようなものが挙げられる。</p> <p>1 自然災害</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【気象災害】</p> <p>(略)</p> <p>・雪害</p> <p>積雪災害(構造物破壊、農作物損耗、交通途絶)、融雪災害(洪水・雪崩)、着雪・着氷災害、吹雪(降雪)、災害(列車・登山)</p> <p>(略)</p> <p>【地変災害】</p> <p>・地震災害</p> <p>土砂災害、地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶</p> <p>・火山災害</p> <p>降灰</p> </div>
3	6	<p>第3節 埼玉県の防災対策の基本方針</p> <p>県民の命を守り、いち早く復旧復興を果たすことを目標とし、事前の備え(予防・事前対策)、発災時の対応(応急対策)、速やかな生活再建(復旧・復興対策)に取り組む。</p> <p>災害対応に当たっては県民の安心を確保するため、スピーディな判断と柔軟な発想で臨むこととする。</p>	<p>第3節 埼玉県の防災対策の基本方針</p> <p>県民の命を守り、いち早く復旧復興を果たすことを目標とし、事前の備え(予防・事前対策)、発災時の対応(応急対策)、速やかな生活再建(復旧・復興対策)に取り組む。</p>

4 13

第2章 防災体制
第1節 防災機関等の役割

第1 県の責務
2 各部局の分掌事務
(2) 災害発生時（応急対策、復旧・復興対策）
大規模災害発生時には、災害対策本部を設置し、下記の各部及び支部が災害対応に当たる。災害対策本部の体制は、「第2節 防災体制 第1-1 県災害対策本部の機構及び組織（30ページ）」のとおりである。
なお、災害対策本部を設置しない災害においては、非常体制に準じた配備を行い、迅速かつ必要十分な対応を実施する。

5 14

○ 各部の組織及び主な分担事務

部名 構成課等	部長	副部長	主な分担事務
県民安全部 広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、国際スポーツ課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課	(略)	(略)	(略)
農林対策部 農業政策課、農業ビジネス支援課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、秩父農林振興センター	(略)	(略)	(略)

6 19

○ 各部の分掌事務

部局名	分掌事務	本計画の該当箇所
統括部	(略)	(略)
物流オペレーションチーム (統括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部、物流事業者)	・食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、市町村への供給 ・食料、生活必需品及び防災用資機材等の市町村への緊急輸送 ・医薬品等の輸送支援 ・一時滞在施設における帰宅困難者用飲料水・食料の調達 ・義援物資の受付・仕分・保管	II-2-10-応-1 II-2-10-応-2 II-2-10-応-2 II-2-7-応-2 II-2-11-復-1

(その他、本編の修正に合わせて「各部の分掌事務」も各所修正)

第2章 防災体制
第1節 防災機関等の役割

第1 県の責務
2 各部局の分掌事務
(2) 災害発生時（応急対策、復旧・復興対策）
大規模災害発生時には、災害対策本部を設置し、下記の各部及び支部が災害対応に当たる。災害対策本部の体制は、「第2節 防災体制 第1-1 県災害対策本部の機構及び組織（30ページ）」のとおりである。

○ 各部の組織及び主な分担事務

部名 構成課等	部長	副部長	主な分担事務
県民安全部 広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課	(略)	(略)	(略)
農林対策部 農業政策課、農業ビジネス支援課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、全国育樹祭課、農村整備課、秩父農林振興センター	(略)	(略)	(略)

○ 各部の分掌事務

部局名	分掌事務	本計画の該当箇所
統括部 (新設)	(略) (新設)	(略)

7	24	第3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割	
	～	1 指定行政機関	
	25	関東農政局	<p>1 災害予防対策 <u>ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること</u></p> <p>2 応急対策 (1) <u>管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること</u> (2) <u>飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること</u> (3) <u>農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</u> (4) <u>営農技術指導、家畜の移動に関すること</u> (5) <u>災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること</u> (6) <u>応急用食料・物資の支援に関すること</u> (7) <u>農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること</u> (8) <u>食品の需給・価格動向や表示等に関すること</u> (9) <u>関係職員の派遣に関すること</u></p> <p>3 復旧対策 (1) <u>農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること</u> (2) <u>災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</u></p>
		(略)	(略)
		関東総合通信局	<p>1 <u>非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。</u></p> <p>2 <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。</u></p> <p>3 <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u></p> <p>4 <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u></p>
		(略)	(略)
8	28	(一社) 埼玉県トラック協会	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること

7	24	第3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割	
	～	1 指定行政機関	
	25	関東農政局	<p>1 災害予防対策 (1) <u>ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関すること</u> (2) <u>農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関すること</u></p> <p>2 応急対策 (1) <u>農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</u> (2) <u>災害地における種もみ、その他営農資機の確保に関すること</u> (3) <u>災害時における生鮮食料品等の供給に関すること</u> (4) <u>災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</u> (5) <u>土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること</u> (6) <u>災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀並びに乾パンを確保供給すること</u></p> <p>3 復旧対策 (1) <u>災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関すること</u> (2) <u>災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</u></p>
		(略)	(略)
		関東総合通信局	<p>1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</p> <p>2 <u>防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導</u></p> <p>3 <u>災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し</u></p> <p>4 <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）</u></p> <p>5 <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</u></p>
		(略)	(略)
8	28	(一社) 埼玉県トラック協会	災害時におけるトラックによる救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

9 32

第2節 防災体制

第1 県の体制

1 県災害対策本部の機構及び組織

(略)

(5) 災害即応室

災害対策本部を設置しない体制（情報収集体制や警戒体制）において、災害予防及び災害応急対策業務の実施及び庁内調整に当たるため、災害即応室を設置する。室長は統括部長とする。

2 配備区分及び施行・解除の手続等

【体制の配備区分、配備基準及び活動内容】

配備区分	配備基準	活動内容	本部等の設置
情報収集体制	〈地震〉 原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する
	〈風水害等〉 災害が発生又は発生が予想される場合（台風直撃等）		
警戒体制	〈地震〉 原則として震度5強の揺れが発生した場合 「東海地震注意情報」が発表された場合	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	
	〈風水害等〉 災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予測される場合（市町村に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）		

【配備体制施行・解除の手続】

種別	施行・解除を行う者
情報収集体制	知事の指示を受け、危機管理防災部長が施行する。
警戒体制	知事の指示を受け、危機管理防災部長が施行する。
非常体制※	知事が施行する。

※震度6弱以上の地震が発生した場合の非常体制施行は自動（災害対策本部自動設置）

10 34

4 市町村情報連絡員

勤務時間外に大規模地震や相当規模の風水害等が発生等した場合、市町村に入る情報の収集及び県への報告にあたるため、市町村役場近くに居住する職員が各市町村役場に参集する。

第2節 防災体制

第1 県の体制

1 県災害対策本部の機構及び組織

(略)

(新設)

2 配備区分及び施行・解除の手続等

【体制の配備区分、配備基準及び活動内容】

配備区分	配備基準	活動内容	本部の設置
情報収集体制	〈地震〉 原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	本部を設置しない
	〈風水害等〉 災害が発生又は発生が予想される場合（台風直撃等）		
警戒体制	〈地震〉 原則として震度5強の揺れが発生した場合 「東海地震注意情報」が発表された場合	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	
	〈風水害等〉 災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予測される場合（市町村に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）		

【配備体制施行・解除の手続】

種別	施行・解除を行う者
情報収集体制	危機管理防災部長
警戒体制	危機管理防災部長
非常体制※	危機管理防災部長が知事の承認を得て行う

※震度6弱以上の地震が発生した場合の非常体制施行は自動（災害対策本部自動設置）

4 市町村情報連絡員

勤務時間外に大規模地震が発生等した場合、市町村に入る情報の収集及び県への報告にあたるため、市町村役場近くに居住する職員が各市町村役場に参集する。

【第2編 震災対策編】

No	頁	改正案	現行												
11	8	<p>第3節 首都直下地震に係る法制度の整備</p> <p>平成25年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。</p> <p>また、平成26年3月に緊急対策推進基本計画が策定されるとともに、本県全域を含む首都直下地震緊急対策区域が指定された。</p>	(新設)												
12	23	<p>○ 危険物施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県(危機管理防災部)</td> <td>・高圧ガス等の保安団体に対し、防災訓練の実施などの防災活動に関する助言・指導の実施→</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	県(危機管理防災部)	・高圧ガス等の保安団体に対し、防災訓練の実施などの防災活動に関する助言・指導の実施→	(略)	(略)	<p>○ 危険物施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県(危機管理防災部)</td> <td>・高圧ガス関係保安団体に対し、防災訓練の実施などの防災活動に関する助言・指導の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	県(危機管理防災部)	・高圧ガス関係保安団体に対し、防災訓練の実施などの防災活動に関する助言・指導の実施	(略)	(略)
機関名等	役割														
県(危機管理防災部)	・高圧ガス等の保安団体に対し、防災訓練の実施などの防災活動に関する助言・指導の実施→														
(略)	(略)														
機関名等	役割														
県(危機管理防災部)	・高圧ガス関係保安団体に対し、防災訓練の実施などの防災活動に関する助言・指導の実施														
(略)	(略)														
13	23 ～ 24	<p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>イ 企業等における防災体制の充実 (略)</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</p>	<p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>イ 企業等における防災体制の充実 (略)</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p>												
14	30	<p>4 ボランティアとの連携 (略)</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県(県民安全部、救済福祉部)</td> <td>・企業やNPOなどの団体のボランティアの調整 ・災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターの運営支援</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 県災害ボランティア支援センターの設置 【県(救済福祉部)、県社会福祉協議会】 (略)</p> <p>イ 市町村災害ボランティアセンターの設置 【市町村、市町村社会福祉協議会】 (略)</p> <p>ウ 企業やNPOなどの団体のボランティアの調整 【県(県民安全部)】 企業やNPOなどの団体からのボランティア活動の申入れについて、県災害ボランティア支</p>	機関名等	役割	県(県民安全部、救済福祉部)	・企業やNPOなどの団体のボランティアの調整 ・災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターの運営支援	(略)	(略)	<p>4 ボランティアとの連携 (略)</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県(県民安全部、救済福祉部)</td> <td>・企業や団体等のボランティアの総合調整 ・災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターの運営支援</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>イ 県災害ボランティア支援センターの設置 【県(救済福祉部)、県社会福祉協議会】 (略)</p> <p>ウ 市町村災害ボランティアセンターの設置 【市町村、市町村社会福祉協議会】 (略)</p> <p>ア 企業や団体等のボランティアの総合調整 【県(県民安全部)】 企業や団体等からのボランティア活動の申入れについて、統一的な窓口を設置するとともに、</p>	機関名等	役割	県(県民安全部、救済福祉部)	・企業や団体等のボランティアの総合調整 ・災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターの運営支援	(略)	(略)
機関名等	役割														
県(県民安全部、救済福祉部)	・企業やNPOなどの団体のボランティアの調整 ・災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターの運営支援														
(略)	(略)														
機関名等	役割														
県(県民安全部、救済福祉部)	・企業や団体等のボランティアの総合調整 ・災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターの運営支援														
(略)	(略)														

援センター内に窓口を設置するとともに、必要とされる情報を「NPO情報ステーション」等にて提供する。

15 33 第2 災害に強いまちづくりの推進

現況

- 被災建築物応急危険度判定士登録者数 6, 288人 (平成25年度末)
- 被災宅地危険度判定士登録者数 1, 523人 (平成25年度末)

16 41 4 オープンスペース等の確保

(略)

(3) 具体的な取組内容

ア 公園の整備 【県(都市整備部)、市町村】

県及び市町村は、震災時における県民の生命、財産を守るため、広域避難地、一時避難地等となる防災公園や、地域の中核的な災害対応の機能を有する防災活動拠点、県内外の自治体や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動、物資の集積・中継を行う広域防災拠点となる都市公園について、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を推進する。

17 45 8 河川・ダム等の予防対策

(略)

ア 河川 【県(県土整備部)】

震災予防対策	
県(県土整備部)、市町村	1 現状 (略) 耐震点検については実施している。河道改修率は、約60.3% (平成25年度末時点の県管理河川の改修率) である。 (略)

イ ダム、ため池 【県(県土整備部、農林部、企業局)、市町村】

実施機関	震災予防対策
県(県土整備部)、農林部、企業局)、市町村	(略) 2 ため池 比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に502箇所(貯水量1,000m ³ 以上)のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。 (略)

18 54 1 迅速な災害復旧

必要とする現場部門への橋渡しを行う。

第2 災害に強いまちづくりの推進

現況

- 被災建築物応急危険度判定士登録者数 6, 116人 (平成24年度末)
- 被災宅地危険度判定士登録者数 1, 261人 (平成24年度末)

4 オープンスペース等の確保

(略)

(3) 具体的な取組内容

ア 公園の整備 【県(都市整備部)、市町村】

県及び市町村は、震災時における県民の生命、財産を守るため、広域防災拠点、広域避難地、一時避難地等となる防災公園及び地域の中核的な防災活動拠点となる都市公園について、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を推進する。

8 河川・ダム等の予防対策

(略)

ア 河川 【県(県土整備部)】

震災予防対策	
県(県土整備部)、市町村	1 現状 (略) 耐震点検については実施している。河道改修率は、約59.7% (平成24年度末時点の県管理河川の改修率) である。 (略)

イ ダム、ため池 【県(県土整備部、農林部、企業局)、市町村】

実施機関	震災予防対策
県(県土整備部)、農林部、企業局)、市町村	(略) 2 ため池 比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に509箇所(貯水量1,000m ³ 以上)のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。 (略)

1 迅速な災害復旧

(略)

(2) 役割

機関名等	役割
(略)	(略)
関東財務局	・災害査定の立会い ・災害復旧に必要な資金の確保

○ 災害復旧資金計画

県	① 災害復旧経費の資金需要額の把握 ② 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。 ③ 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。 ④ 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。
関東財務局	① 県・市町村等の災害つなぎ資金（災害発生に伴う緊急な資金需要）を把握し、その確保の措置を講じる。 ② 県・市町村等を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として起こす地方債の額を把握する。

19 57

(略)

(2) 役割

機関名等	役割
(略)	(略)
関東財務局	・災害査定の実施 ・災害復旧に必要な資金の確保

3 災害復旧資金計画

県	① 災害復旧経費の資金需要額の把握 ② 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。 ③ 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。 ④ 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。
関東財務局	① 県、市町村等の必要資金を把握し、その確保の措置を講じる。 ② 県、市町村に対し、手持資金により融通を行う手持資金が不足する場合は、災害応急資金枠の特別配分を受けて融通を行う。

20 60

第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 <予防・事前対策>

現況

○ 上水道施設の状況

県で管理する上水施設は浄水場5か所（大久保浄水場・庄和浄水場・行田浄水場・新三郷浄水場・吉見浄水場）、中継ポンプ所5か所（上赤坂中継ポンプ所・笹久保中継ポンプ所・高坂中継ポンプ所・江南中継ポンプ所・高倉中継ポンプ所）、送水管の延長は771kmである。

21 65

工 交通関連施設の震災予防対策

【鉄道事業者】

実施機関	震災予防対策
(略)	(略)
埼玉高速鉄道(株)	1 災害の発生に対処するため、諸施設の機能が外力及び環境の変化に耐えるだけの防災強度を確保するような、施設の整備を図っている。 2 地震発生の情報伝達に必要な通信連絡設備及び観測装置等を整備し、列車の緊急停止手配が速やかにできる体制をとっている。

第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 <予防・事前対策>

現況

○ 上水道施設の状況

県で管理する上水施設は浄水場5か所（大久保浄水場・庄和浄水場・行田浄水場・新三郷浄水場・吉見浄水場）、中継ポンプ所5か所（上赤坂中継ポンプ所・笹久保中継ポンプ所・高坂中継ポンプ所・江南中継ポンプ所・高倉中継ポンプ所）、送水管の延長は764kmである。

工 交通関連施設の震災予防対策

【鉄道事業者】

実施機関	震災予防対策
(略)	(略)
埼玉高速鉄道(株)	1 施設の現況 災害の発生に対処するため、諸施設の機能が外力及び環境の変化に耐えるだけの防災強度を確保するような、施設の整備を図っている。

22 66

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

(3) 具体的な取組内容
ア 緊急輸送道路の指定 【県（県土整備部）、市町村】

○ 県による指定
 県は、次の基準に従って緊急輸送道路を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。
 ・高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路
 ・上記の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

<ul style="list-style-type: none"> ・ 県本庁舎 ・ 県地域機関庁舎 ・ 市町村庁舎 ・ 防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校、<u>災害拠点病院等</u>） ・ 着岸施設（河川）
--

23 67 **オ 応急復旧資機材の整備** 【県（県土整備部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

○ 県（県土整備部）及び市町村
 平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また（一社）埼玉県建設業協会等との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

○ 関東地方整備局
 各関係事務所において資機材を整備する。

○ 東日本高速道路（株）・首都高速道路（株）
 応急復旧が可能なように資機材を整備する。

発災時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、道路管理者間で事前調整を行う。

24 75 **4 エネルギーの確保**

(1) 取組方針
 自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進する。
また、災害時にも交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料の多様化（電気、天然ガス、LPガス、水素等）に努める。

25 79 **第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 <応急対策>**

1 道路ネットワークの確保

(2) 役割

機関名等	役割
県（警察本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急交通路等の被害の把握及び伝達 ・ 交通信号施設の応急対策の実施
道路管理者（県（応急復旧部、農林対策部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株））	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路等の被害状況の把握及び伝達 ・ 応急復旧順位の決定・作業の実施（道路啓開を含む） ・ 道路施設の応急対策の実施 ・ 緊急輸送道路の復旧作業のための事前協議の実施 ・ 放置車両対策の実施
（略）	（略）

(3) 具体的な取組内容
ア 緊急輸送道路の指定 【県（県土整備部）、市町村】

○ 県による指定
 県は、次の基準に従って緊急輸送道路を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。
 ・高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路
 ・上記の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

<ul style="list-style-type: none"> ・ 県本庁舎 ・ 県地域機関庁舎 ・ 市町村庁舎 ・ 防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校等） ・ 着岸施設（河川）
--

23 67 **オ 応急復旧資機材の整備** 【県（県土整備部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

○ 県（県土整備部）及び市町村
 平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また（一社）埼玉県建設業協会との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

○ 関東地方整備局
 各関係事務所において資機材を整備する。

○ 東日本高速道路（株）・首都高速道路（株）
 応急復旧が可能なように資機材を整備する。

（追加）

24 75 **4 エネルギーの確保**

(1) 取組方針
 自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進する。

25 79 **第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 <応急対策>**

1 道路ネットワークの確保

(2) 役割

機関名等	役割
県（警察本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急交通路等の被害の把握及び伝達 ・ 交通信号施設の応急対策の実施
道路管理者（県（応急復旧部、農林対策部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株））	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路等の被害状況の把握及び伝達 ・ 応急復旧順位の決定・作業の実施（道路啓開を含む） ・ 道路施設の応急対策の実施 ・ 緊急輸送道路の復旧作業のための事前協議の実施（新設）
（略）	（略）

26	79	<p>ウ 緊急輸送道路の応急復旧作業</p> <p>○ 応急復旧作業 県、市町村及び道路管理者は、道路の被害状況等に応じて、応急復旧作業を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県（応急復旧部）</td> <td> 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得ながら、（一社）埼玉県建設業協会と連携して行い交通確保に努める。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行うほか、<u>レッカー車が到着できない場合は他の方法により移動させる。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。</u> また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	作業内容	県（応急復旧部）	道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得ながら、（一社）埼玉県建設業協会と連携して行い交通確保に努める。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行うほか、 <u>レッカー車が到着できない場合は他の方法により移動させる。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。</u> また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。						
		実施機関	作業内容									
県（応急復旧部）	道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得ながら、（一社）埼玉県建設業協会と連携して行い交通確保に努める。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行うほか、 <u>レッカー車が到着できない場合は他の方法により移動させる。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。</u> また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。											
27	79 ～ 80	<p>○ 放置車両対策 <u>道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p>県は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために、広域的な見地から指示を行う。</p>										
28	81	<p>2 交通規制 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制 【警察本部】</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>埼玉県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</u></p>										
		29	93	<p>5 発災時のエネルギー供給機能の確保</p> <p>(1) 取組方針 応急対策活動に必要なエネルギーを確保する。</p> <p>(2) 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県（統括部）</td> <td>・防災活動拠点等へのエネルギー供給継続のための調整の実施</td> </tr> <tr> <td>石油連盟、石油業協同組合</td> <td>・災害応急対策上重要な拠点への石油類の供給</td> </tr> <tr> <td>（一社）埼玉県LPガス協会</td> <td>・災害応急対策上重要な拠点へのガスの供給の確保</td> </tr> <tr> <td>東京ガス(株)、ガス供給事業者</td> <td>・社会的重要度の高い施設への優先的な供給の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	県（統括部）	・防災活動拠点等へのエネルギー供給継続のための調整の実施	石油連盟、石油業協同組合	・災害応急対策上重要な拠点への石油類の供給	（一社）埼玉県LPガス協会	・災害応急対策上重要な拠点へのガスの供給の確保
機関名等	役割											
県（統括部）	・防災活動拠点等へのエネルギー供給継続のための調整の実施											
石油連盟、石油業協同組合	・災害応急対策上重要な拠点への石油類の供給											
（一社）埼玉県LPガス協会	・災害応急対策上重要な拠点へのガスの供給の確保											
東京ガス(株)、ガス供給事業者	・社会的重要度の高い施設への優先的な供給の確保											

	79	<p>ウ 緊急輸送道路の応急復旧作業</p> <p>○ 応急復旧作業 県、市町村及び道路管理者は、道路の被害状況等に応じて、応急復旧作業を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県（応急復旧部）</td> <td> 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得ながら、（一社）埼玉県建設業協会と連携して行い交通確保に努める。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行う。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。 また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	作業内容	県（応急復旧部）	道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得ながら、（一社）埼玉県建設業協会と連携して行い交通確保に努める。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行う。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。 また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。						
		実施機関	作業内容									
県（応急復旧部）	道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得ながら、（一社）埼玉県建設業協会と連携して行い交通確保に努める。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行う。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。 また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。											
		<p>(新設)</p>										
		<p>2 交通規制 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制 【警察本部】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>										
		<p>5 発災時のエネルギー供給機能の確保</p> <p>(1) 取組方針 応急対策活動に必要なエネルギーを確保する。</p> <p>(2) 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県（統括部）</td> <td>・防災活動拠点等へのエネルギー供給継続のための調整の実施</td> </tr> <tr> <td>石油連盟、石油業協同組合</td> <td>・災害応急対策上重要な拠点への石油類の供給</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	県（統括部）	・防災活動拠点等へのエネルギー供給継続のための調整の実施	石油連盟、石油業協同組合	・災害応急対策上重要な拠点への石油類の供給	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
機関名等	役割											
県（統括部）	・防災活動拠点等へのエネルギー供給継続のための調整の実施											
石油連盟、石油業協同組合	・災害応急対策上重要な拠点への石油類の供給											
(新設)	(新設)											
(新設)	(新設)											

(3) 具体的な取組内容

ア 災害時応援協定及び覚書に基づく石油類燃料の供給

県は、災害対策活動に必要なエネルギー（石油類燃料）を確保するため、石油連盟、石油業協同組合に供給を要請する。
石油連盟、石油業協同組合は、県の要請に基づき防災活動拠点や災害拠点病院等の重要施設への燃料供給に努める。

イ 災害時応援協定に基づくガスの供給

県は、災害対策活動に必要なエネルギー（ガス燃料）を供給するため、（一社）埼玉県LPガス協会等に協力を要請する。
（一社）埼玉県LPガス協会等は、県の要請に基づき防災活動拠点や災害拠点病院等の重要施設への燃料供給に努める。

ウ 社会的重要度の高い施設への優先的な供給

都市ガス事業者は、災害時におけるガス供給の確保のため、移動式ガス発生設備等を用いて、被災した社会的重要度の高い施設（病院・福祉施設等）への優先的な供給に努める。

(3) 具体的な取組内容

ア 災害時応援協定及び覚書に基づく石油類燃料の供給

県は、災害対策活動に必要なエネルギー（石油類燃料）を確保するため、石油連盟、石油業協同組合に供給を要請する。
石油連盟、石油業協同組合は、県の要請に基づき防災活動拠点や災害拠点病院等の重要施設への燃料供給に努める。

(新設)

(新設)

30 99 第4 応急対応力の強化

現況

【県の防災活動拠点の概要】

防災活動拠点	救援物資		活動要員 集結機能	被災者等 避難機能	訓練研修 機能	備考
	備蓄機能	集配機能				
危機管理 防災センター			○		○	災害対策本部
地方庁舎 ・合同庁舎	○ 生活用水 等		○		○	災害対策本部支部 現地災害対策本部
防災基地	○	○	○		○	総合的な防災活動機能 5基地
県営公園	○ 生活用水等	○	○	○ 避難場所、 避難所※	○	開設21公園
防災拠点 校	○			○ 避難所※	○	38校
舟運輸送 拠点		○			○	舟運を利用した輸送機能 河川マリーナ
大規模施 設	○	○	○	○ 避難所※	○	さいたまスーパーアリーナ
	○	○	○		○	埼玉スタジアム2002公園

第4 応急対応力の強化

現況

【県の防災活動拠点の概要】

防災活動拠点	救援物資		活動要員 集結機能	被災者等 避難機能	訓練研修 機能	備考
	備蓄機能	集配機能				
危機管理 防災センター			○		○	災害対策本部
地方庁舎 ・合同庁舎	○ 生活用水 等		○		○	災害対策本部支部 現地災害対策本部
防災基地	○	○	○		○	総合的な防災活動機能 5基地
県営公園	○ 生活用水等	○	○	○ 避難場所、 避難所※	○	開設21公園 計画 1公園
防災拠点 校	○			○ 避難所※	○	38校
舟運輸送 拠点		○			○	舟運を利用した輸送機能 河川マリーナ
大規模施 設	○	○	○	○ 避難所※	○	さいたまスーパーアリーナ 埼玉スタジアム2002公園

31	112	<table border="1"> <tr> <td>防災学習センター</td> <td>○ 飲料水</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防学校</td> <td>○ 活動機材</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間空地</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>高速道路インターチェンジ周辺の民間企業等の所有地</td> </tr> </table>	防災学習センター	○ 飲料水		○		○		消防学校	○ 活動機材		○		○		民間空地			○			高速道路インターチェンジ周辺の民間企業等の所有地	<table border="1"> <tr> <td>防災学習センター</td> <td>○ 飲料水</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防学校</td> <td>○ 活動機材</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	防災学習センター	○ 飲料水		○		○		消防学校	○ 活動機材		○		○	
		防災学習センター	○ 飲料水		○		○																															
		消防学校	○ 活動機材		○		○																															
民間空地			○			高速道路インターチェンジ周辺の民間企業等の所有地																																
防災学習センター	○ 飲料水		○		○																																	
消防学校	○ 活動機材		○		○																																	
<p>第4 応急対応力の強化 <応急対策> 1 応急活動体制の施行 (略)</p> <p>ウ 市町村災害対策本部の設置 【市町村】 市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。</p> <p>エ 初動期の人員確保 【県、市町村】 県及び市町村は、体制配備に当たっては、<u>気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。</u></p> <p>オ 災害対策緊急要員の増員 【県】 県は、本庁と現地地域機関との連絡体制や現場における災害対策業務の強化のため、必要に応じて本庁からの職員（災害対策緊急要員）を派遣する。</p>	<p>第4 応急対応力の強化 <応急対策> 1 応急活動体制の施行 (略)</p> <p>ウ 市町村災害対策本部の設置 【市町村】 市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>																																					
32	123	<p>6 自衛隊災害派遣 (3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 災害派遣活動 【自衛隊】 ○ 災害派遣活動の範囲 自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 緊急性の原則</td> <td>差し迫った必要性があること。</td> </tr> <tr> <td>2 公共性の原則</td> <td>公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。</td> </tr> <tr> <td>3 非代替性の原則</td> <td>自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。</td> </tr> </table> <p>要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。</p>	1 緊急性の原則	差し迫った必要性があること。	2 公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。	3 非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。	<p>6 自衛隊災害派遣 (3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 災害派遣活動 【自衛隊】 ○ 災害派遣活動の範囲 自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、<u>その範囲は、生命及び財産の保護のため必要があり、かつ、その事態がやむをえないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。</u></p>																													
1 緊急性の原則	差し迫った必要性があること。																																					
2 公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。																																					
3 非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。																																					
33	134	<p>9 ヘリコプター運航調整 (2) 役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県(統括部)</td> <td>・ヘリコプターの運航調整の実施</td> </tr> <tr> <td>県(防災航空センター)</td> <td>・他都県市からの応援ヘリコプターの運航管理</td> </tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	県(統括部)	・ヘリコプターの運航調整の実施	県(防災航空センター)	・他都県市からの応援ヘリコプターの運航管理	<p>9 ヘリコプター運航調整 (2) 役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県(統括部)</td> <td>・ヘリコプターの運航調整の実施</td> </tr> <tr> <td>県(防災航空センター)</td> <td>・他都県市からの応援ヘリコプターの運航管理</td> </tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	県(統括部)	・ヘリコプターの運航調整の実施	県(防災航空センター)	・他都県市からの応援ヘリコプターの運航管理																							
機関名等	役割																																					
県(統括部)	・ヘリコプターの運航調整の実施																																					
県(防災航空センター)	・他都県市からの応援ヘリコプターの運航管理																																					
機関名等	役割																																					
県(統括部)	・ヘリコプターの運航調整の実施																																					
県(防災航空センター)	・他都県市からの応援ヘリコプターの運航管理																																					

		<table border="1"> <tr> <td>県（医療救急部）</td> <td>・ドクターヘリの運航状況の把握・伝達</td> </tr> <tr> <td>県（警察本部）、自衛隊</td> <td>・ヘリコプターの運航調整への協力</td> </tr> </table>	県（医療救急部）	・ドクターヘリの運航状況の把握・伝達	県（警察本部）、自衛隊	・ヘリコプターの運航調整への協力	<table border="1"> <tr> <td>県（警察本部）、自衛隊</td> <td>・ヘリコプターの運航調整への協力</td> </tr> </table>	県（警察本部）、自衛隊	・ヘリコプターの運航調整への協力
県（医療救急部）	・ドクターヘリの運航状況の把握・伝達								
県（警察本部）、自衛隊	・ヘリコプターの運航調整への協力								
県（警察本部）、自衛隊	・ヘリコプターの運航調整への協力								
		<p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア ヘリコプターの運航調整 【県（統括部）】</p> <p>県は防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の運航調整を実施する。各機関はヘリコプターの運航が安全かつ効率的に行われるよう協力するものとする。</p>	<p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア ヘリコプターの運航調整 【県（統括部）】</p> <p>県は防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の運航調整を実施する。各機関はヘリコプターの運航が安全かつ効率的に行われるよう協力するものとする。</p>						
34	138	<p>1 情報収集・伝達体制の整備</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 情報収集体制の整備 【県（各部署）、市町村、防災関係機関】</p> <p>○ 県</p> <p>県は、広域的な被害状況を把握するためのシステムを整備・導入し、平時から運用するほか、災害時における確実な情報収集のための訓練等を実施する。</p> <p>災害現場の状況を把握し適切な応急体制をとるため、災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。</p> <p>・緊急・重大情報の伝達体制の確保</p> <p>県は、<u>気象情報、災害情報及び危機情報について、住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が切迫した場合に、確実かつ迅速に市町村と情報交換するために、県及び市町村幹部等との間で緊急連絡先を交換しておくものとする。</u></p>	<p>1 情報収集・伝達体制の整備</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 情報収集体制の整備 【県（各部署）、市町村、防災関係機関】</p> <p>○ 県</p> <p>県は、広域的な被害状況を把握するためのシステムを整備・導入し、平時から運用するほか、災害時における確実な情報収集のための訓練等を実施する。</p> <p>災害現場の状況を把握し適切な応急体制をとるため、災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。</p> <p>(追加)</p>						
35	138	<p>イ 情報伝達体制の整備 【県（各部署）、市町村、防災関係機関】</p> <p>県は、市町村及び防災関係機関に対し、広域的な被害状況等の情報を迅速に伝達する体制を整備する。また、県民に対し、災害や被害の情報を地理空間情報も含めて分かりやすく可視化し、迅速かつ的確に提供できるシステムを整備する。</p>	<p>イ 情報伝達体制の整備 【県（各部署）、市町村、防災関係機関】</p> <p>県は、市町村及び防災関係機関に対し、広域的な被害状況等の情報を迅速に収集するとともに、災害や被害の情報を地理空間情報も含めて分かりやすく可視化し、共有できるシステムを整備する。また、県民に対し、迅速かつ的確に情報提供できるシステムを整備する。</p>						
36	146	<p>第5 情報収集・伝達体制の整備 <応急対策></p> <p>ウ 災害情報の収集・伝達</p> <p>○ 情報の収集 (略)</p> <p>・全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、<u>性別、年齢等を速やかに調査するものとする。</u></p>	<p>第5 情報収集・伝達体制の整備 <応急対策></p> <p>ウ 災害情報の収集・伝達</p> <p>○ 情報の収集 (略)</p> <p>・全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。</p>						
37	149	<p>(エ) 県</p> <p>○ 情報の収集 (略)</p> <p>・市町村に派遣した支部職員からの報告</p> <p><u>被害が相当規模な場合、支部から担当区域内の市町村庁舎へ職員を派遣し、市町村による災害情報の収集及び災害対策本部統括部（消防防災課）への報告を支援する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(エ) 県</p> <p>○ 情報の収集 (略) (新設)</p>						
38	150	<p>○ 情報の報告及び通報 (略)</p> <p>・関係各省庁への報告</p> <p>県各部署はそれぞれの所管事務に関連する被害状況を取りまとめ、関係各省庁に報告する。</p>	<p>○ 情報の報告及び通報 (略)</p> <p>・関係各省庁への報告</p> <p>県各部署はそれぞれの所管事務に関連する被害状況を取りまとめ、関係各省庁に報告する。</p>						

39 154 ・県の対応の市町村へのフィードバック
 県は市町村に対して、防災情報システム及び支部、市町村情報連絡員等を通じて県の災害対応の状況を定期的にフィードバックする。

2 広聴広報活動

(3) 具体的な取組内容

ウ 報道機関への発表 【県（各部）、防災関係機関】

(ア) 発表方法

	実施主体	内容
発表内容の検討	県（統括部）	県は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づき、報道機関に発表する内容を検討する。 発表内容については県及び市町村、他の機関の活動状況も盛り込むよう調整する。
発表の実施	県（統括部）	県は、原則として発表者が統括部報道班長立会のもとに、 <u>危機管理防災センター記者会見室</u> において報道機関への発表を行う。 なお、発表又はブリーフィングは定期的に行うこととする。 (略)
(略)	(略)	(略)

40 155 (イ) 発表の対象となる報道機関

① 朝日新聞社さいたま総局	② 共同通信社さいたま支局
(略)	(略)
⑰ 日本工業新聞社関東総局	⑱ エフエムナックファイブ
⑲ 埼玉ケーブルテレビ連盟	

※ 必要があると認めるときは、上記以外の報道機関に対しても発表する。

【資料編Ⅱ-2-4-26】災害時における放送要請に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-27】「災害時における放送要請に関する協定」実施要領

(相手方：NHK さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブ)

【資料編Ⅱ-2-5-7】災害時等における報道要請に関する協定

(相手方：朝日新聞社さいたま総局、共同通信社さいたま支局、埼玉新聞社、産経新聞社さいたま総局、東京新聞さいたま支局、日本経済新聞社さいたま支局、毎日新聞社さいたま支局、読売新聞東京本社さいたま支局、時事通信社さいたま支局、フジテレビジョン、日本テレビ放送網、TBSテレビ、テレビ朝日)

【資料編Ⅱ-2-5-8】災害時等における報道要請に関する協定

(相手方：埼玉ケーブルテレビ連盟)

41 159 第6 医療救護等対策 <応急対策>

現況

(新設)

2 広聴広報活動

(3) 具体的な取組内容

ウ 報道機関への発表 【県（各部）、防災関係機関】

(ア) 発表方法

	実施主体	内容
発表内容の検討	県（統括部）	県は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、 <u>災害対策本部長必要と認める情報</u> について、報道機関に発表する内容を検討する。
発表の実施	県（統括部）	県は、原則として発表者が統括部報道班長立会のもとに、 <u>県政記者クラブ</u> において報道機関への発表を行う。 (略)
(略)	(以略)	(略)

(イ) 発表の対象となる報道機関

① 朝日新聞社さいたま総局	② 共同通信社さいたま支局
(略)	(略)
⑰ 日本工業新聞社関東総局	⑱ エフエムナックファイブ

※ 必要があると認めるときは、上記以外の報道機関に対しても発表する。

【資料編Ⅱ-2-4-26】災害時における放送要請に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-27】「災害時における放送要請に関する協定」実施要領

(相手方：NHK さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブ)

【資料編Ⅱ-2-5-7】災害時等における報道要請に関する協定

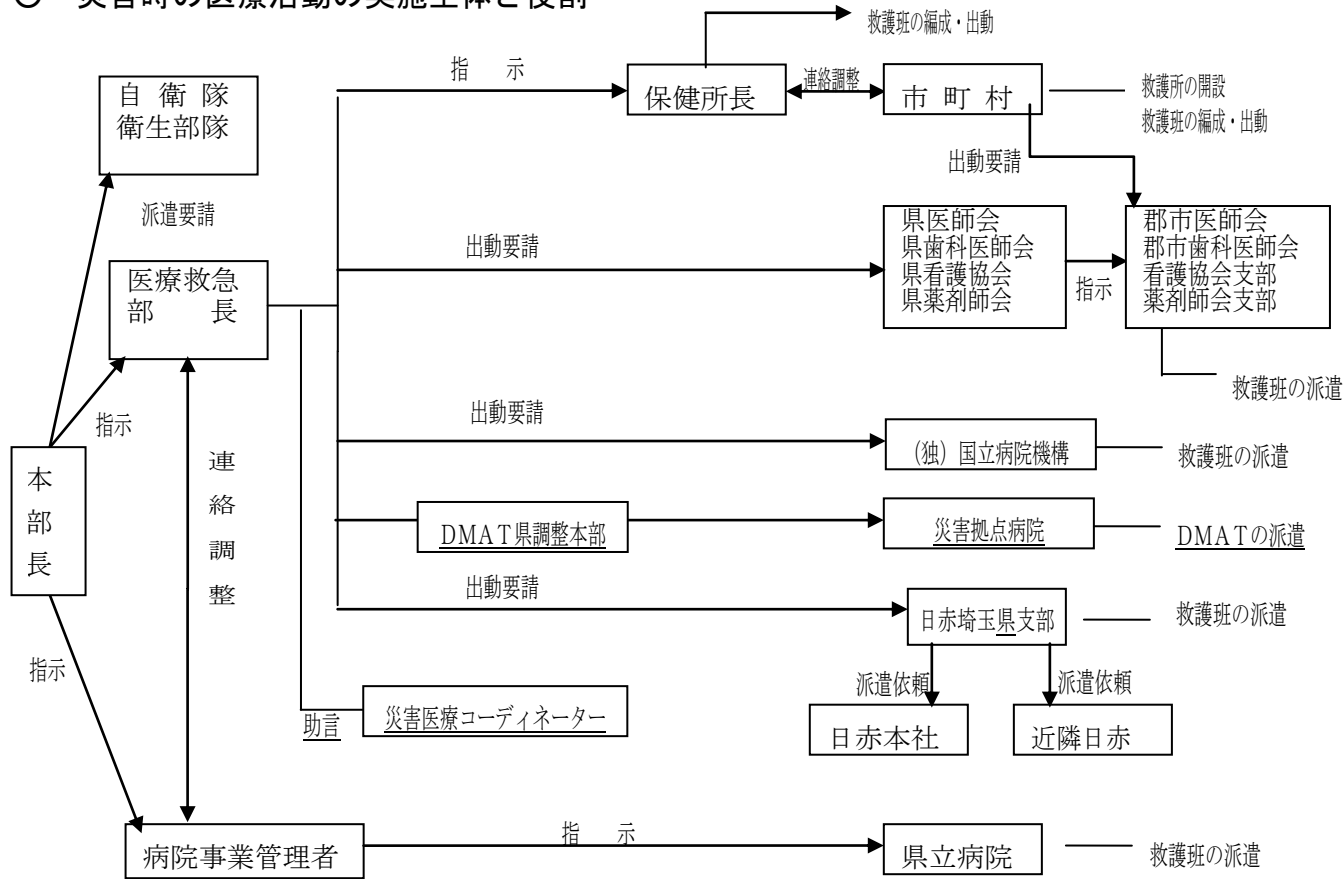
(相手方：朝日新聞社さいたま総局、共同通信社さいたま支局、埼玉新聞社、産経新聞社さいたま総局、東京新聞さいたま支局、日本経済新聞社さいたま支局、毎日新聞社さいたま支局、読売新聞東京本社さいたま支局、時事通信社さいたま支局、フジテレビジョン、日本テレビ放送網、TBSテレビ、テレビ朝日)

(追加)

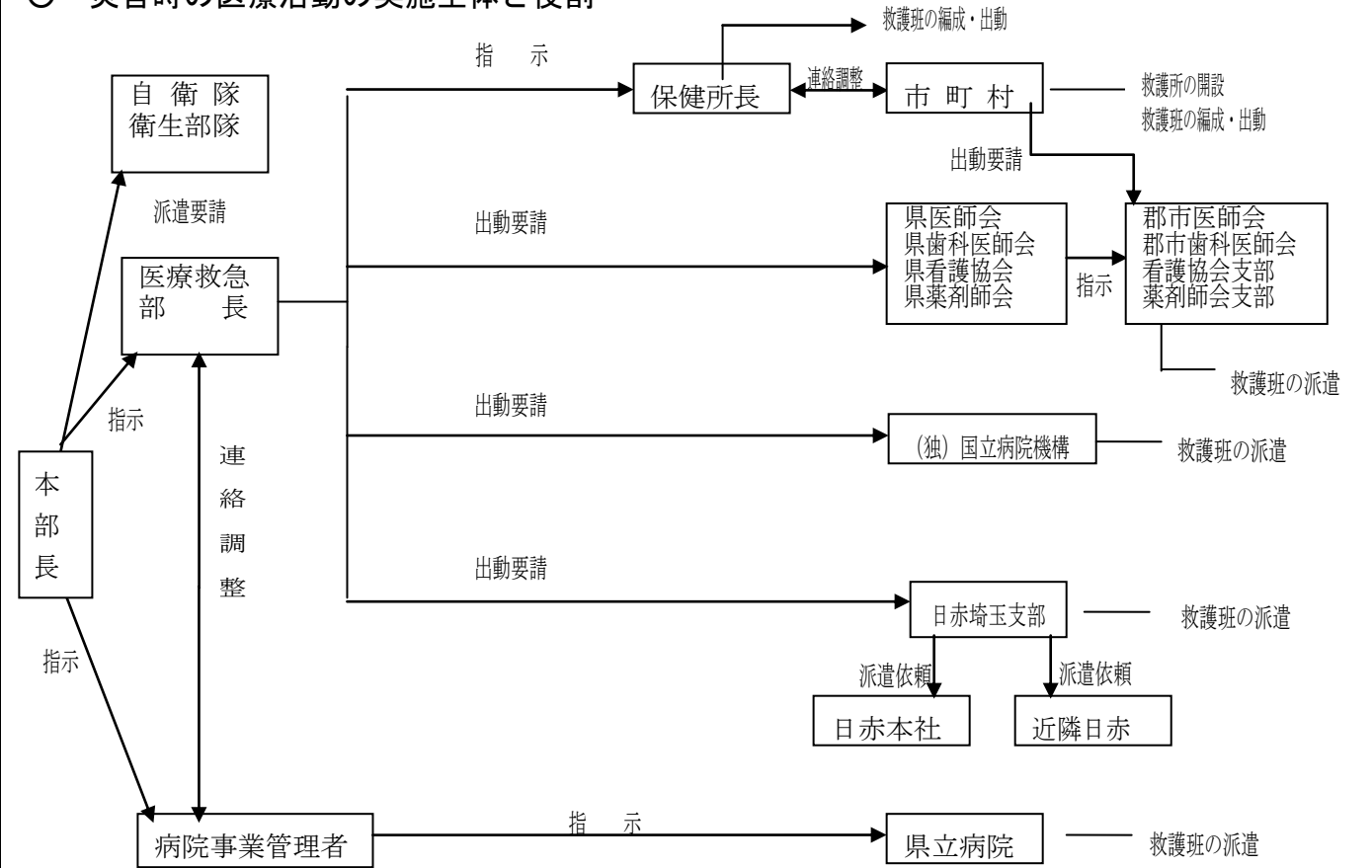
第6 医療救護等対策 <応急対策>

現況

○ 災害時の医療活動の実施主体と役割



○ 災害時の医療活動の実施主体と役割



42 160

○ 救急医療機関の指定

平成26年4月現在、県内には救急病院が167、救急診療所が16の合計183機関が救急医療機関として指定されている。

【資料編Ⅱ-2-6-2】県内医療機関一覧

○ 災害拠点病院

災害拠点病院区分	病院名	所在地
基幹災害拠点病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿180
地域災害拠点病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井6-100
	(社福)恩賜財団埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門714-6
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区上落合8-3-33
	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460

○ 救急医療機関の指定

平成26年4月現在、県内には救急病院が167、救急診療所が16の合計183機関が救急医療機関として指定されている。

【資料編Ⅱ-2-6-2】県内医療機関一覧

○ 災害拠点病院

災害拠点病院区分	病院名	所在地
基幹災害医療センター	川口市立医療センター	川口市西新井宿180
地域災害医療センター	自治医科大学付属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981
	北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井6-100
	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門714-6
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区上落合8-3-33
	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460

防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2
(社福)恩賜財団埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5
埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1
社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田376
埼玉県厚生農業協同組合連合会久喜総合病院	久喜市上早見418-1
(独法)国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1
草加市立病院	草加市草加2-21-1

防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2
埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5
埼玉医科大学国際医療センター	日高市大字山根字稲荷山1397-1
社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田376
埼玉県厚生農業協同組合連合会久喜総合病院	久喜市上早見418-1
(独法)国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1

43 161 (2) 役割

機関名等	役割
県(保健医療部、病院局)	<ul style="list-style-type: none"> 初期医療体制の整備 慢性疾患への対応マニュアルの整備 災害拠点病院の指定 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備(「第10 物資供給・輸送対策」を参照) 相互応援協定による広域医療協力体制の確立 ヘリコプター搬送計画の立案 災害時広域医療搬送計画の策定
県(危機管理防災部)	ヘリコプター搬送計画の立案(防災ヘリコプターの調整)
市町村	(略)
(略)	(略)

(2) 役割

機関名等	役割
県(保健医療部、病院局)	<ul style="list-style-type: none"> 初期医療体制の整備 慢性疾患への対応マニュアルの整備 災害拠点病院の指定 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備(「第10 物資供給・輸送対策」を参照) 相互応援協定による広域医療協力体制の確立 ヘリコプター搬送計画の立案 災害時広域医療搬送計画の策定
市町村	(略)
(略)	(略)

44 162 ア 初期医療体制の整備

○ 初期医療体制の整備

(略)

・県医師会

埼玉県医師会医療救護活動マニュアルに基づき、県医師会にあつては県医師会災害対策本部を、郡市医師会にあつては郡市医師会災害対策本部を設置することとしている。

(略)

【資料編Ⅱ-2-6-5】災害時の歯科医療救護に関する協定書(埼玉県歯科医師会)

ア 初期医療体制の整備

○ 初期医療体制の整備

(略)

・県医師会

埼玉県医師会医療救護活動マニュアルに基づき、県医師会にあつては県医師会災害対策本部を、郡市医師会にあつては郡市医師会災害対策本部を設置することとしている。

なお、急を要する場合は医師会会員の判断で救護活動ができるよう体制整備を行う。

(略)

45 164 イ 医療保健応援体制の整備 【県(危機管理防災部、保健医療部、病院局)、医師会、医療機関】

(略)

○ ヘリコプター搬送計画の立案

防災ヘリコプター、ドクターヘリ及び他都県の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

イ 医療保健応援体制の整備 【県(保健医療部、病院局)、医師会、医療機関】

(略)

○ ヘリコプター搬送計画の立案

防災ヘリコプター、他都県の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

46	167	(2) 役割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県(統括部)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の出動の指示又は要請の実施 県防災ヘリコプター等による傷病者搬送の手配 搬送用車両の手配・配車 </td> </tr> <tr> <td>県(救援福祉部、医療救急部)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 埼玉DMATの派遣(略) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	県(統括部)	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の出動の指示又は要請の実施 県防災ヘリコプター等による傷病者搬送の手配 搬送用車両の手配・配車 	県(救援福祉部、医療救急部)	<ul style="list-style-type: none"> ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 埼玉DMATの派遣(略)
機関名等	役割								
県(統括部)	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の出動の指示又は要請の実施 県防災ヘリコプター等による傷病者搬送の手配 搬送用車両の手配・配車 								
県(救援福祉部、医療救急部)	<ul style="list-style-type: none"> ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 埼玉DMATの派遣(略) 								
47	168 ～ 169	<p>第6 医療救護等対策 <応急対策></p> <p>1 初動医療体制</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>イ 傷病者搬送 【県(統括部、医療救急部)、市町村、医師会、日赤埼玉県支部、医療機関】</p> <p>○ 傷病者搬送の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。 県は、重症者などの場合は必要に応じて、<u>県防災ヘリやドクターヘリ</u>を手配する。また、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。 災害対策本部設置後におけるドクターヘリの出動指示は、<u>災害対策本部において行う。</u> ヘリポートから病院までの搬送経路の道路が通行不能となった場合は、関係者と調整の上、速やかに代替の場外離着陸場等を確保する。 							
48	169	<p>○ DMAT (Disaster Medical Assistance Team)</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉DMAT(略) DMAT県調整本部 <p>災害対策本部に「DMAT県調整本部」を設置し、県内外からのDMATの受入れ・指揮・統制・調整・支援を行う。</p>							
49	172	<p>【資料編Ⅱ-2-6-5】<u>災害時の歯科医療救護に関する協定書(埼玉県歯科医師会)</u></p>							
50	172	<p>(エ) 血液等の供給 【県(医療救急部)、日赤埼玉県支部】</p> <p>県及び日赤埼玉県支部は、被災後、直ちに県内血液センター施設等の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図るため、次の措置を講じる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 被害の軽微な地域に採血車を出動させて、献血を受ける。 血液が不足する場合には、近隣の日赤都県支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液導入によりその確保を図る。 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合は、<u>統括部に県防災ヘリコプター等の派遣を要請する。</u> </div>							
51	185	<p>ア 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設</p> <p>【県(統括部、施設管理者)、市町村、一時滞在施設となる施設の管理者、鉄道事業者】</p>							

		(2) 役割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県(統括部)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の出動の指示又は要請の実施 県防災ヘリコプター等による傷病者搬送の手配 搬送用車両の手配・配車 </td> </tr> <tr> <td>県(救援福祉部、医療救急部)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (新設) 埼玉DMATの派遣(略) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	県(統括部)	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の出動の指示又は要請の実施 県防災ヘリコプター等による傷病者搬送の手配 搬送用車両の手配・配車 	県(救援福祉部、医療救急部)	<ul style="list-style-type: none"> (新設) 埼玉DMATの派遣(略)
機関名等	役割								
県(統括部)	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の出動の指示又は要請の実施 県防災ヘリコプター等による傷病者搬送の手配 搬送用車両の手配・配車 								
県(救援福祉部、医療救急部)	<ul style="list-style-type: none"> (新設) 埼玉DMATの派遣(略) 								
		<p>第6 医療救護等対策 <応急対策></p> <p>1 初動医療体制</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>イ 傷病者搬送 【県(統括部、医療救急部)、市町村、医師会、日赤埼玉県支部、医療機関】</p> <p>○ 傷病者搬送の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。 県は、重症者などの場合は必要に応じて、<u>県防災ヘリコプター</u>を手配する。また、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。 							
		<p>○ DMAT (Disaster Medical Assistance Team)</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉DMAT(略) DMAT県調整本部 <p>災害対策本部に「DMAT県調整本部」を設置し、<u>指定している統括DMAT登録者が本部長として入り、</u>県内外からのDMATの受入れ・指揮・統制・調整・支援を行う。</p>							
		<p>【資料編Ⅱ-2-6-5】<u>一般社団法人埼玉県歯科医師会防災対策委員会規程</u></p>							
		<p>(エ) 血液等の供給 【県(医療救急部)、日赤埼玉県支部】</p> <p>県及び日赤埼玉県支部は、被災後、直ちに県内血液センター施設等の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図るため、次の措置を講じる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 被害の軽微な地域に採血車を出動させて、献血を受ける。 血液が不足する場合には、近隣の日赤都県支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液導入によりその確保を図る。 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合は、<u>県防災ヘリコプターを派遣する。</u> </div>							
		<p>ア 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設</p> <p>【県(統括部、施設管理者)、市町村、一時滞在施設となる施設の管理者、鉄道事業者】</p>							

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

一時滞在施設の運営については、「第8 避難対策－＜応急対策＞－2 避難所の開設・運営」を準用する。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

52 194 (オ) 避難所における生活環境の確保 【市町村】

(指定避難所における環境整備に係る項目が「(エ) 指定避難所の指定」に入っていたため、「避難所における生活環境の確保」として整理する。)

53 194 ○ 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

- (避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例)
- ・LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
 - ・停電対応型空調機器の設置
 - ・ガスコージェネレーションの設置
 - ・太陽光発電や蓄電池
 - ・ソーラー付LED街灯

54 209 コ 防災訓練の実施 【市町村】

市町村は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

55 210 2 要配慮者全般の安全対策

(1) 取組方針

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

(2) 役割分担

機関名等	役割
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システムの整備 ・防災基盤の整備 ・福祉避難所の指定 ・福祉避難所における物資・資機材の整備 ・見守りネットワークの活用や相談体制の整備 ・外国人の安全確保
(略)	(略)

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

一時滞在施設の運営については、「第8 避難対策－＜応急対策＞－2 避難所の開設・運営」を準用する。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

(新設)

○ 指定避難所は、入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

54 209 コ 防災訓練の実施 【市町村】

市町村は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

2 要配慮者全般の安全対策

(1) 取組方針

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

(2) 役割分担

機関名等	役割
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システムの整備 ・防災基盤の整備 ・福祉避難所の指定 ・見守りネットワークの活用や相談体制の整備 ・外国人の安全確保
(略)	(略)

56 211 (ウ) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備
(略)
特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮すること。
(略)
(カ) ヘルプカード(防災カード)
市町村は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

57 213 ○ 防災教育及び訓練の実施
施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。
特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。

58 224 ○ 目標水量
地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」による最大断水人口を約55万人分と想定し、1日1人当たりの目標水量を以下のとおりとする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から3日	3L/人・日	生命維持に最小必要な水量	耐震貯水槽、タンク車、県送水管路付近の応急給水栓
災害発生から10日	20L/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日	100L/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から28日	250L/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、共用栓

59 229 **カ 県備蓄物資の管理及び点検** 【県(危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、都市整備部、支部)】
備蓄物資の管理及び点検(数量把握や品質確認等)は、備蓄場所の施設管理者等が別に定める管理マニュアル等に基づき行い、その結果は備蓄物資の所管部がそれぞれ防災情報システムに反映させる。

ケ 迅速な物資供給 【危機管理防災部、市町村】
県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。

(ウ) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備
(略)
(新設)

○ 防災教育及び訓練の実施
施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。

○ 目標水量
地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」による最大断水人口を約55万人分と想定し、1日1人当たりの目標水量を以下のとおりとする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3L/人・日	生命維持に最小必要な水量
災害発生から10日	20L/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100L/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250L/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

カ 県備蓄物資の管理及び点検 【県(危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、都市整備部、支部)】
備蓄物資の管理及び点検(数量把握や品質確認等)は、備蓄場所の施設管理者等が別に定める管理マニュアル等に基づき行う。

ケ 迅速な物資供給 【関係部局、市町村】
県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。

そのため、県及び市町村は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

60 234

イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保

(イ) 物資拠点の要員の確保

物資拠点の各施設管理者又は各支部は、別に定める計画や要領等に基づき、要員を確保する。

県物資拠点名		要員の確保の要領等名
防災活動拠点	(略)	(略)
	(略)	(略)
	防災拠点校	各学校の防災マニュアル
	(略)	(略)

そのため、県及び市町村は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保

(イ) 物資拠点の要員の確保

物資拠点の各施設管理者又は各支部は、別に定める計画や要領等に基づき、要員を確保する。

県物資拠点名		要員の確保の要領等名
防災活動拠点	(略)	(略)
	(略)	(略)
	防災拠点校	文教部運営要領
	(略)	(略)

61 236

エ 物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給

(略)

(イ) 米穀の供給要請

市町村は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請することができる。

市町村は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

エ 物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給

(略)

(イ) 米穀の供給要請

市町村は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請することができる。

市町村は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で関東農政局企画調整室に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

62 237

オ 医療救護資機材、医薬品の調達、供給

【県（医療救急部）】

オ 医療救護資機材、医薬品の調達、供給

【県（医療救急部、物流オペレーションチーム）】

63 254

エ 住宅関係障害物除去

【県（住宅対策部）、市町村】

(ア) 除去作業の方針と内容

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

活動方針	① 障害物の除去は、市町村長が行うものとする。 ② 一次的には市町村保有の器具及び機械を使用して実施する。 ③ 労力又は機械力が不足する場合は県（建築安全課）に要請し、隣接市町村からの派遣を求めるものとする。 ④ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界からの資機材、労力等の提供を求める。 ⑤ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。
(略)	(略)

エ 住宅関係障害物除去

【県（住宅対策部）、市町村】

(ア) 除去作業の方針と内容

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

活動方針	① 障害物の除去は、市町村長が行うものとする。 ② 一次的には市町村保有の器具及び機械を使用して実施する。 ③ 労力又は機械力が不足する場合は県（建築安全センター）に要請し、隣接市町村からの派遣を求めるものとする。 ④ 労力又は機械力が相当不足する場合は、埼玉県建設業協会からの資機材、労力等の提供を求める。 ⑤ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。
(略)	(略)

64 260

ア 被災者の生活確保

(ア) 被災者に対する職業斡旋等

【県（産業労働部）、埼玉労働局】

埼玉労働局	(略)
-------	-----

ア 被災者の生活確保

(ア) 被災者に対する職業斡旋等

【県（産業労働部）、埼玉労働局】

埼玉労働局	(略)
-------	-----

② 雇用保険の失業等給付に関する措置
 ア 証明書による失業の認定
 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、求職者給付を支給する。
 イ 激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給
 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対し、失業しているものとみなして求職者給付を支給する。
 ③ 災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合であって、未払賃金立替払制度の対象となる事案について、労働者からの申請等に基づき、未払賃金のうちの一定額を立替払いするための手続を速やかに行う。

② 雇用保険の失業給付に関する措置
 ア 証明書による失業の認定
 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、失業給付を行う。
 イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給
 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。
 ③ 災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、「賃金の支払確保に関する法律」の要件を満たす限り、労働者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立替するための手続をとる。

65 264
 ~
 265

(イ) 被災中小企業への融資 【県(産業対策部)】
 ○ 県制度融資の貸付
 【経営安定資金(災害復旧関連)】

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者(組合含む) ① 原則として引続き6ヶ月以上同一事業を営み事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金5,000万円(組合の場合 1億円) 運転資金5,000万円(組合の場合 6,000万円)	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
	利率	大臣指定等貸付 年1.2%以内(平成26年度) 知事指定等貸付 年1.3%以内(")
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

(イ) 被災中小企業への融資 【県(産業対策部)】
 ○ 県制度融資の貸付
 【経営安定資金(災害復旧関連)】

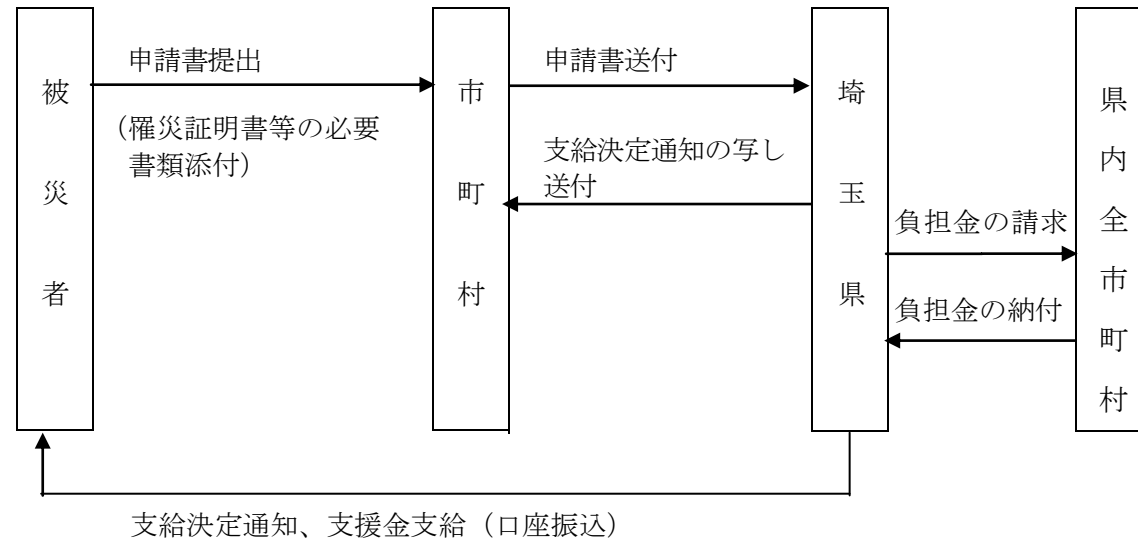
融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者(組合含む) ① 原則として引続き6ヶ月以上同一事業を営み事業税を滞納していないこと ② <u>中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種</u> に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金5,000万円(組合の場合 1億円) 運転資金5,000万円(組合の場合 6,000万円)	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
	利率	大臣指定等貸付 年1.2%以内(平成25年度) 知事指定等貸付 年1.3%以内(")
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	<u>個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要</u>
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

66	265	(削除)						
67	267	<p>(エ) 義援金・義援物資等の受入れ、保管 【県（渉外財政部、統括部、物流オペレーションチーム、市町村、日赤埼玉県支部）】</p> <table border="1"> <tr> <td>県（渉外財政部、統括部、医療救急部、物流オペレーションチーム）</td> <td> <p>① 義援金・義援物資等の受付（渉外財政部、統括部） 県は、県に委託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金を受け付ける。</p> <p>② 義援品の仕分（物流オペレーションチーム） 受付を行った義援品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行い、備蓄物資を所管する各部に種別ごとに引き継ぐとともに、災害対策本部統括部に義援品の保管状況を報告する。 なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用を図りながら行う。</p> <p>③ 義援物資の受付方針等の周知（物流オペレーションチーム） 小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。 また、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国（非常本部等）及び報道機関を通じて公表する。 また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。</p> </td> </tr> </table>	県（渉外財政部、統括部、医療救急部、物流オペレーションチーム）	<p>① 義援金・義援物資等の受付（渉外財政部、統括部） 県は、県に委託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金を受け付ける。</p> <p>② 義援品の仕分（物流オペレーションチーム） 受付を行った義援品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行い、備蓄物資を所管する各部に種別ごとに引き継ぐとともに、災害対策本部統括部に義援品の保管状況を報告する。 なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用を図りながら行う。</p> <p>③ 義援物資の受付方針等の周知（物流オペレーションチーム） 小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。 また、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国（非常本部等）及び報道機関を通じて公表する。 また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。</p>				
県（渉外財政部、統括部、医療救急部、物流オペレーションチーム）	<p>① 義援金・義援物資等の受付（渉外財政部、統括部） 県は、県に委託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金を受け付ける。</p> <p>② 義援品の仕分（物流オペレーションチーム） 受付を行った義援品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行い、備蓄物資を所管する各部に種別ごとに引き継ぐとともに、災害対策本部統括部に義援品の保管状況を報告する。 なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用を図りながら行う。</p> <p>③ 義援物資の受付方針等の周知（物流オペレーションチーム） 小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。 また、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国（非常本部等）及び報道機関を通じて公表する。 また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。</p>							
68	271	<p>工 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 【県（統括部、支部）、市町村】</p> <p>法に基づく被災者生活再建支援制度（前記ウ）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。</p> <p>このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。</p> <p>○ 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>目的</td> <td>被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</td> </tr> <tr> <td>対象災害</td> <td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td> </tr> <tr> <td>対象災害の規模</td> <td>自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。</td> </tr> </table>	目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。	対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。							
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容							
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。							

<p>○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例 激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模事業者等設備導入資金助成法によって貸し付けた資付金（公益財団法人埼玉県産業振興公社が貸与した設備に係る割賦代金を含む。）について、県は償還期間を2年以内において延長することができるものとする。</p>				
67	267	<p>(エ) 義援金・義援物資等の受入れ、保管 【県（渉外財政部、統括部、市町村、日赤埼玉県支部）】</p> <table border="1"> <tr> <td>県（渉外財政部、統括部、医療救急部、物流オペレーションチーム）</td> <td> <p>① 義援金・義援物資等の受付（渉外財政部、統括部） 県は、県に委託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金を受け付ける。</p> <p>② 義援品の仕分（統括部、医療救急部、産業対策部、農業対策部） 受付を行った義援品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行い、備蓄物資を所管する各部に種別ごとに引き継ぐとともに、災害対策本部統括部に義援品の保管状況を報告する。 なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用や災害対策本部応援部との協力を図りながら行う。</p> <p>③ 義援物資の受付方針等の周知（物流オペレーションチーム） 小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。 また、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国（非常本部等）及び報道機関を通じて公表する。 また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。</p> </td> </tr> </table>	県（渉外財政部、統括部、医療救急部、物流オペレーションチーム）	<p>① 義援金・義援物資等の受付（渉外財政部、統括部） 県は、県に委託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金を受け付ける。</p> <p>② 義援品の仕分（統括部、医療救急部、産業対策部、農業対策部） 受付を行った義援品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行い、備蓄物資を所管する各部に種別ごとに引き継ぐとともに、災害対策本部統括部に義援品の保管状況を報告する。 なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用や災害対策本部応援部との協力を図りながら行う。</p> <p>③ 義援物資の受付方針等の周知（物流オペレーションチーム） 小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。 また、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国（非常本部等）及び報道機関を通じて公表する。 また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。</p>
県（渉外財政部、統括部、医療救急部、物流オペレーションチーム）	<p>① 義援金・義援物資等の受付（渉外財政部、統括部） 県は、県に委託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金を受け付ける。</p> <p>② 義援品の仕分（統括部、医療救急部、産業対策部、農業対策部） 受付を行った義援品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行い、備蓄物資を所管する各部に種別ごとに引き継ぐとともに、災害対策本部統括部に義援品の保管状況を報告する。 なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用や災害対策本部応援部との協力を図りながら行う。</p> <p>③ 義援物資の受付方針等の周知（物流オペレーションチーム） 小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。 また、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国（非常本部等）及び報道機関を通じて公表する。 また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。</p>			
<p>(新設)</p>				

支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱 第2条第1項(2)で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>																		
支援金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" data-bbox="507 699 1412 831"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" data-bbox="507 905 1308 1037"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円</p> <p>※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																
市町村	<p>①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>																		
県	<p>①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定</p>																		

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】

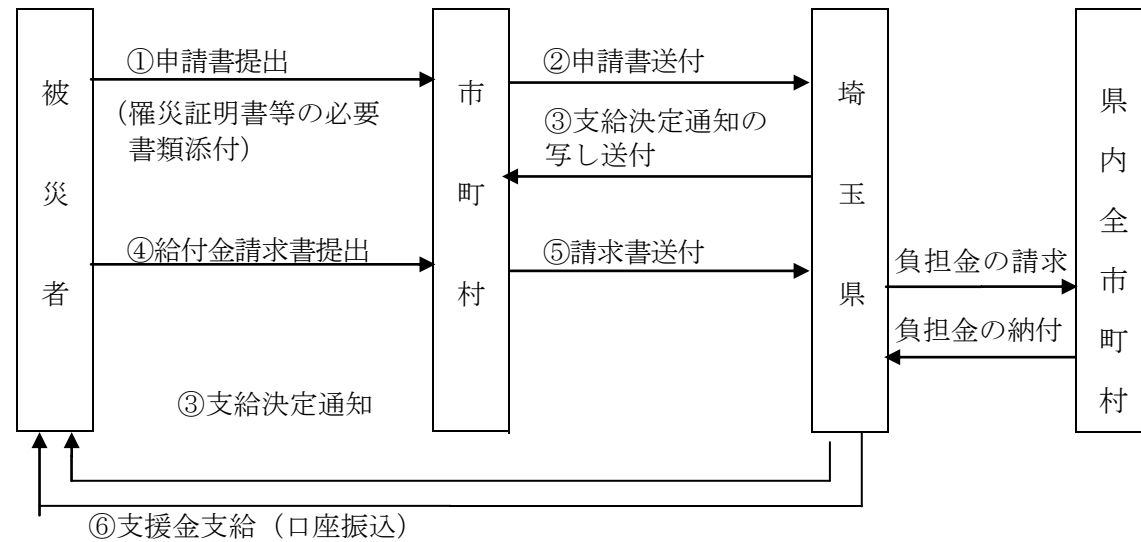


○ 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	<p>下記の特異な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <p>①全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>

市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】

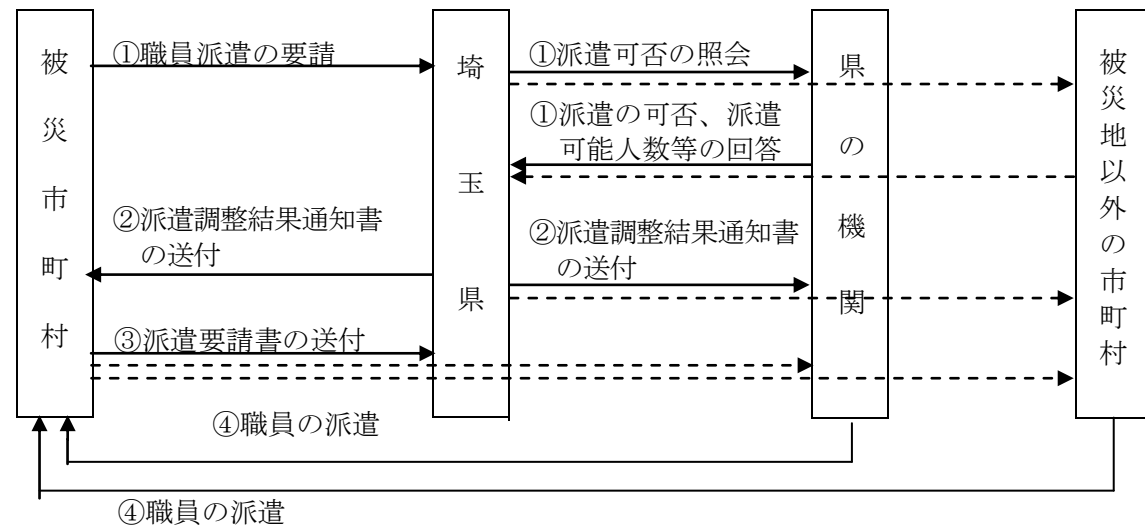


○ 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受け入れ

被災地以外の市町村(派遣市町村)	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県(統括部、支部)	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】



69 287 第3 活動体制 【県（各局）、市町村、関係防災機関】

(略)	(略)
埼玉新都市交通(株)	(略)
埼玉高速鉄道(株)	非常体制を発令し、 <u>本社内に事故・災害等対策本部を設置するとともに、旅客の混乱防止及びその他必要な措置を講ずる。</u>
首都圏新都市鉄道(株)	(略)
(略)	(略)

70 290 9 埼玉高速鉄道(株)

- (1) 広報手段
テレビ、ラジオ、新聞各社に対し報道を依頼するとともに、駅構内放送、車内放送、掲示等により行う。
- (2) 広報内容
列車の運行状況、列車及び駅等の混雑状況、各種規制状況、旅客に対する協力要請等を案内する。

第3 活動体制 【県（各局）、市町村、関係防災機関】

(略)	(略)
埼玉新都市交通(株)	(略)
埼玉高速鉄道(株)	気象庁から東海地震注意情報が発表された場合、非常体制を発令し、事故・災害等対策本部を設置する。
首都圏新都市鉄道(株)	(略)
(略)	(略)

9 埼玉高速鉄道(株)

- (1) 列車の運行状況について、テレビ・ラジオ・新聞等を通じて報道を依頼する。
- (2) 警戒宣言の発令又は東海地震予知情報が発表された場合は、駅放送等により、その内容や運行の状況及び運行計画について案内する。
- (3) インターネットのホームページに必要な情報を掲載する。

71	295	第6 公共輸送対策	
		東日本旅客鉄道(株)	(略)
		東武鉄道(株) 西武鉄道(株) 秩父鉄道(株)	(略)
		埼玉新都市交通(株)	<p>第1 運行措置方針 警戒宣言が発せられたときは、全区間で運転速度を時速25キロ以下に制限して運転する。 発生時間が具体的であれば、全ての列車を最寄りの駅に停車させ運行を中止する。 ダイヤは現行ダイヤを使用し、遅延については運転整理で対応するが、状況によっては間引き運転ダイヤを使用することもある。</p> <p>第2 旅客集中防止対策 警戒宣言が発せられた場合、旅客の集中、混乱を防ぐため放送装置等を使用して情報伝達するとともに、今後の輸送計画などを具体的に知らせ、落ち着いて行動するよう呼びかけを行う。</p> <p>第3 旅客の安全を図るための処置 特に旅客が集中して混乱が予想される大宮駅では、JR大宮駅等とで組織する大宮駅周辺帰宅困難者対策協議会と連携をとり、マニュアルに則り適切に対応する事で混乱の防止に努める。 その他、本社から応援社員を派遣するとともに、警察官の派遣を要請する。</p>
		埼玉高速鉄道(株)	(略)
		(略)	(略)

72	303	第5章 火山噴火降灰対策	
		第2 実施計画 <応急対策>	
被害想定			
○ 富士山が噴火した場合 最大で2～10cm堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。			

73	315	8 降灰の処理	
		(1) 取組方針	
○ 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。			
○ 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。			
○ 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市町村が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者(各施設管理者)の責任において実施するものとする。			
○ 県及び市町村は、火山灰の処分場所を事前に選定する。			
○ 県は、最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きか			

第6 公共輸送対策	
東日本旅客鉄道(株)	(略)
東武鉄道(株) 西武鉄道(株) 秩父鉄道(株)	(略)
(新設)	(新設)
埼玉高速鉄道(株)	(略)
(略)	(略)

第5章 火山噴火降灰対策	
第2 実施計画 <応急対策>	
被害想定	
○ 富士山が噴火した場合 県南部・南西部・東南部に最大約2～10cmの降灰堆積の可能性はある。	

8 降灰の処理	
(1) 取組方針	
○ 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。	
○ 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市町村が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者(各施設管理者)の責任において実施するものとする。	
○ 県は、最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きか	

74	320	<p>けていく。</p> <p>⑤ その時、道路は通れない シビアな状況</p> <p>首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。</p> <p>走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。<u>各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>けていく。</p> <p>⑤ その時、道路は通れない シビアな状況</p> <p>首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。</p> <p>走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。<u>首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。</u></p> <p>(略)</p>
----	-----	--	---

【第3編 風水害編】

No	頁	改正案	現行
75	8	<p>〈治山〉</p> <p>○ 効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。平成25年度末現在の私有林の危険地は、山腹崩壊危険地906か所、崩壊土砂流出危険地区801か所、地すべり危険箇所149か所、計1,856か所となっている。</p>	<p>〈治山〉</p> <p>○ 効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。平成19年度末現在の私有林の危険地は、山腹崩壊危険地906か所、崩壊土砂流出危険地区799か所、地すべり危険箇所149か所、計1,854か所となっている。</p>
76	11	<p>〈地盤沈下〉</p> <p>本県の地盤沈下の原因は急激な都市化に伴う人口の増加、生活水準の向上、産業の発展などによる水需要の増大を地下水に依存したためである。</p> <p>昭和36年から実施している精密水準測量（県平野部対象）の結果によると、調査開始当初は県南部地域で著しい沈下を示していたが、近年は加須市を中心とする県北東部地域が地盤沈下の中心となっている。</p> <p>現在地盤沈下は、長期的には沈静化傾向にあり、平成25年の調査結果をみると、最大沈下量が2.3cm、地盤沈下により被害が生ずるおそれの目安としている2cm以上の沈下面積は、0.4k㎡であった。しかしながら、渇水年には沈下面積が拡大する傾向があり、最近では平成16年の場合、2cm以上の沈下を示した面積は、8.3k㎡であり、依然として、本県は全国でも上位に位置する地盤沈下県となっている。</p> <p>調査開始以来の地盤沈下状況は、県西部地域の武蔵野台地や県中央部の大宮台地等の洪積台地等においても沈下を示しているが、もっとも地盤沈下による被害を受けているのは、累積最大183.5cm沈下量を記録した中川低地であり、荒川低地及び加須低地も大きな被害を受けている。</p>	<p>〈地盤沈下〉</p> <p>本県の地盤沈下は急激な都市化に伴う人口の増加、生活水準の向上、産業の発展などによる水需要の増大を地下水に依存したためである。</p> <p>昭和36年から実施している精密水準測量（県平野部対象）の結果によると、調査開始当初は県南部地域で著しい沈下を示していたが、近年は大利根町を中心とする県北東部地域が地盤沈下の中心となっている。</p> <p>現在地盤沈下は、長期的には沈静化傾向にあり、平成18年度の調査結果をみると、最大沈下量が1.9cm、地盤沈下により被害が生ずるおそれの目安としている2cm以上の沈下面積は、平成17年度に引き続き平成18年度も0k㎡で観測史上最小の面積であった。しかしながら、渇水年には沈下面積が拡大する傾向があり、最近では平成16年度の場合、2cm以上の沈下を示した面積は、8.3k㎡であり、依然として、本県は全国でも上位に位置する地盤沈下県となっている。調査開始以来の地盤沈下状況は、県西部地域の武蔵野台地や県中央部の大宮台地等の洪積台地等においても沈下を示しているが、もっとも地盤沈下による被害を受けているのは、累積最大176.8cm沈下量を記録した中川低地、荒川低地、加須低地である。</p>
77	19	<p>3 水害予防－地盤沈下 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 地下水の採取規制 【環境部】</p> <p>法律及び県生活環境保全条例による地下水の採取規制は、概ねJR八高線以東の48市町の地域で井戸（揚水設備）の揚水機の吐出口の断面積21cm²を限度として許可もしくは届出により規制している。</p> <p>工業用水法では、工業用地下水の採取を規制し、建築物用地下水の採取の規制に関する法律</p>	<p>3 水害予防－地盤沈下 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 地下水の採取規制 【環境部】</p> <p>法律及び県生活環境保全条例による地下水の採取規制は、概ねJR八高線以東の56市町の地域で井戸（揚水設備）の揚水機の吐出口の断面積21cm²を限度として許可もしくは届出により規制している。</p> <p>工業用水法では、工業用地下水の採取を規制し、建築物用地下水の採取の規制に関する法律</p>

	<p>(ビル用水法)では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備、一定規模以上の公衆浴場の用に供される地下水の採取を規制している。 県生活環境保全条例では、<u>全ての用途の地下水採取を規制している。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ 地盤沈下監視調査 【環境部】 (ア) 精密水準測量 県内平野部 <u>5 6</u> 市町の地域に水準点を設置し、地盤変動調査を実施している。 (イ) 地盤沈下・地下水位観測所による常時観測 県内 <u>3 6</u> 箇所の観測所に <u>6 3</u> 本の井戸を設置し、地下水位と地盤変動量の常時観測を実施している。</p> <p>オ 山地災害危険地区の予防対策 【県(農林部)】 ○ 保安林の指定等 県土の保全上特に必要な森林を保安林に指定し、適正に維持管理を行う。平成 <u>2 5</u> 年度末現在、山地災害から県民の生活を守るため、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、将来にわたり適正に維持管理を行う保安林面積は、<u>47,932ha</u> である。</p> <p>カ 災害時気象支援資料 熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>キ 熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用 <u>熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者または市町村防災担当課責任者等へ電話連絡する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合 ・ 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合 (2) 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替えをした場合 (2) 特別警報を解除した場合 <p>※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。</p> </div> <p>なお、緊急性が高い場合などには、首長または幹部職員に直接連絡を行う。</p> <p>また、<u>県及び市町村が、避難勧告や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。</u></p> <p>ク 気象警報等の伝達 (略)</p>	<p>(ビル用水法)では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備、一定規模以上の公衆浴場の用に供される地下水の採取を規制している。 県生活環境保全条例では、<u>工業用及び建築物用地下水の採取を規制しており、工業用については、水使用の合理化指導により、その揚水量の削減に努めている。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ 地盤沈下監視調査 【環境部】 (ア) 精密水準測量 県内平野部 <u>6 4</u> 市町の地域に水準点を設置し、地盤変動調査を実施している。 (イ) 地盤沈下・地下水位観測所による常時観測 県内 <u>3 9</u> 箇所の観測所に <u>6 6</u> 本の井戸を設置し、地下水位と地盤変動量の常時観測を実施している。</p> <p>オ 山地災害危険地区の予防対策 【県(農林部)】 ○ 保安林の指定等 県土の保全上特に必要な森林を保安林に指定し、適正に維持管理を行う。平成 <u>1 9</u> 年度末現在、山地災害から県民の生活を守るため、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、将来にわたり適正に維持管理を行う保安林面積は、<u>47,741ha</u> である。</p> <p>カ 災害時気象支援資料 熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>ク 気象警報等の伝達 (略)</p>
78	24	
79	46	
80	97	「第5章 雪害対策」の新設・・・第3編 風水害編 第5章 雪害対策(本文 P97～P116) のとおり

【第5編 広域応援編】

No	頁	改正案	現行
81	全般	広域支援拠点	広域応援拠点
82	8	<p>3 広域応援拠点の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 広域支援拠点の確保 【県（危機管理防災部）、市町村】 県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地を事前選定する。 なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広く候補地を選定する。</p> <p>○ 広域支援拠点 首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うため、本県内の被災地近隣地域に応援の拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）を確保する。</p> <p>○ 高速道路インターチェンジ周辺の空地の確保 <u>高速道路インターチェンジ周辺（概ね5 km以内）に事業予定地、グラウンド及び駐車場等を所有する民間企業に対し、大規模災害時における用地の使用について、あらかじめ協力体制を確立する。</u></p>	<p>3 広域応援拠点の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 広域支援拠点の確保 【県（危機管理防災部）、市町村】 県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点を確保するため、拠点候補地を選定する。</p> <p>○ 広域支援拠点 首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うため、本県内の被災地近隣地域に応援の拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）を確保する。</p>

【第6編 事故対策編】

No	頁	改正案	現行
83	23	<p>第2節 危険物等災害対策計画</p> <p>第3 高圧ガス災害応急対策計画</p> <p>2 応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 知事（権限移譲市の長）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。 ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市町村長が緊急措置命令を発する。</p>	<p>第2節 危険物等災害対策計画</p> <p>第3 高圧ガス災害応急対策計画</p> <p>2 応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。 ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市町村長が緊急措置命令を発する。</p>
84	65	<p>第7 東京発電株式会社の対策計画</p> <p>発電所は県内に水力発電所が<u>10か所</u>あり、発電電力量のすべてを東京電力株式会社に卸供給している。 この電気事業に係る施設の応急対策計画は、東京電力株式会社に準じて行うが、水力発電設備関係は次のとおりとする。</p>	<p>第7 東京発電株式会社の対策計画</p> <p>発電所は県内に水力発電所が<u>4か所</u>あり、発電電力量のすべてを東京電力株式会社に卸供給している。 この電気事業に係る施設の応急対策計画は、東京電力株式会社に準じて行うが、水力発電設備関係は次のとおりとする。</p>